

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

記

1 飯能市税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

飯能市長 新井重治

記

1 飯能市税条例の一部を改正する条例

## 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条の5中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第33条の7第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第33条の9第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第85条第1項及び第5項並びに第88条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条

第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

附則第6条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第6条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第11条の3を削り、附則第11条の3の2を附則第11条の3とする。

附則第11条の7第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア例中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア例a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア例中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア例a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定する

リース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の飯能市税条例附則第11条の3及び第11条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は <u>第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書</u> により納入しなければならない。 (法人の市民税の申告納付) 第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は <u>第22号の4の2様式</u> による納付書により納付しなければならない。	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。 (法人の市民税の申告納付) 第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
2～4 省略	2～4 省略
5 法第321条の8第34項に規定	5 法第321条の8第34項に規定

する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

#### 6～16 省略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項

する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

#### 6～16 省略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第

の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3~4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金

35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3~4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金

を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### 2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知

を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### 2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知

<p>書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>2 省略 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>2 省略 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2～3 省略 (読替規定)</p>	<p>2～3 省略 (読替規定)</p>
<p>第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は</p>	<p>第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条</p>

附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号

の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号



1 9 法附則第15条第25項第3号 ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	1 9 法附則第15条第26項第3号 ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
2 0 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	2 0 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
2 1 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	2 1 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
2 2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	2 2 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
2 3 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	2 3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
2 4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	2 4 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
2 5 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	2 5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
2 6 省略	2 6 省略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第6条の3 省略	第6条の3 省略
2~11 省略	2~11 省略
1 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次	1 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次

<p>に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省略</p> <p>1 3 省略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の4 省略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分</u>及び<u>令和6年度分</u>の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省略</p> <p>1 3 省略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がるべき申告等)</p> <p>第6条の4 省略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分</u>及び<u>令和4年度分</u>の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 省略 <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p> <p><u>第11条の3 法第451条第1項第1号</u>（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のもの</p>
---	--

	<p><u>に限る。以下この条において同じ。)</u>  <u>に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31までの間（附則第11条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>
(軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例)
第11条の3 省略	第11条の3の2 省略
2~4 省略	2~4 省略
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
第11条の7 省略	第11条の7 省略
2 省略	2 省略
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)
第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自	第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自

動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(イ)	6,900円	3,500円

<u>a</u>	10,800円	5,400円
<u>第2号ア(イ)</u>	3,800円	1,900円
<u>b</u>	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び  
第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,000円
<u>第2号ア(イ)</u>	6,900円	5,200円
<u>a</u>	10,800円	8,100円
<u>第2号ア(イ)</u>	3,800円	2,900円
<u>b</u>	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び  
第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アイ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号アイア中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アイ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号アイア中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

<p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る</p>	<p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る</p>
---	---

課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六条の二第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行日の前日までの間ににおける新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六条、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五項の二第二項並びに第十五項の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五項の二第二項並びに第十五項の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十三項及び第四十六項」とあるのは「及び第四十三項」とする。

#### （軽自動車税に関する経過措置）

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用しない従前の例による。

2 新法第四百四十五項第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度（七号施行日が四月一日である場合は、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十六条、第四百五十二条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しが、同項の規定にかかるわいす、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行るものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しが、同項の規定にかかるわいす、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行るものとする。

6 新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

7 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十九条第一項から第八項まで及び第六百九十条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉄道税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉄道税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四項に掲げる規定による改定後の方税法（次項において「七年新法」という）第四百四十六条第四項」と「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に限する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百四十六条第四項とあるのは「附則第一条第四項に掲げる規定による改定後の方税法（次項において「七年新法」という）第四百四十六条第四項」と「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（鉄道税に関する経過措置）

第二十条 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉄道税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉄道税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉄道税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る）は、新法第五百三十六条第五項第一号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十一条 新法第六百九条第一項から第八項まで及び第六百九十条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものに限る）又は旧法第六百九条の重加算金（同条第一項の規定の適用があるものに限る）は、新法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものに限る）又は旧法第六百九条の重加算金（同条第一項の規定の適用があるものに限る）は、新法第六百九条第五項第一号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十二条 新法第六百八十九条第一項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものに限る）又は旧法第六百八十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る）は、新法第六百八十九条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（入湯税に関する経過措置）

第二十三条 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一十二条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第一項の規定の適用があるものに限る）は、新法第七百一条の十二第五項第一号に規定する特定不申告加算金等とみなす。







定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該工事が完了した日が 1 月 1 日である場合に限る。同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家庭に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合算額とする）の三分の一を勘定して六分の一以上二分の（以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家庭に係る固定資産税額から減額するものとする）。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家庭に係る固定資産税の納稅義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家庭に係る固定資産税の納稅義務者から、べき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の超過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家庭につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十五条の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」と改める。

附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和三年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地（以下この章）」を「住宅用地（以下この章）」に改め、同条第二項中「令和三年度分又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第一項とする。

附則第十六条の三第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家庭の所有者（当該家庭が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家庭に代わるものと市町村長が認める家庭を取得し、又は当該損壊した家庭を最初に改装した場合における当該取得され、又は改装された家庭に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家庭が取得され、又は改装された日（当該家庭が令和五年四月一日以後において二回以上改装された場合は、その最初に改装された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該家庭が取得され、又は改装された日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税について、当該家庭に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家庭が区分所有に係定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける家庭にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家庭が区分所有に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれを二分の一に相当する額を当該家庭に係る固定資産税又は都市計画税から減額するものとする。

11 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した債却資産の所有者（当該債却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した債却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける債却資産にあつては、当該債却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める債却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した債却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた債却資産（改良が行われた債却資産にあつては、当該債却資産の改良が行われた部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該債却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課する」ととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該債却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条までの規定の適用を受ける債却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12 前項の規定がある場合には、附則第十五条から第十五条の三の二までは附則第十六条の三第十一項」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二までは附則第十六条の三第十一項」とする。

附則第十六条の三の次に次の二条を加える。

（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特別）

第十六条の四 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家庭の敷地の用に供されてた土地で令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下「この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家庭又は構築物の敷地の用に供されてる土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者の他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第一項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の二の二第一項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用があつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家庭が区分所有に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合算額）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者とに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家庭に係る固定資産税又は都市計画税にかかる税額（以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者とに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家庭に係る固定資産税又は都市計画税から減額するものとする。

十七項に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業その事業区域の全部又は一部が特別区の区域又はあるものにあつてば、政令で定める要件を満たすものに限る。」により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までに改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同條第十八項中「第二十四条第七項」を「二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を除む。）」に、「地域公共交通の活性化及び再生に關する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）」の施行の日から令和六年三月三十一日までを「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同條第二十一項を「令和五年三月三十一日まで」を「政府の補助を受けた者に限る。」に改め、同項を同条第二十二項とし、同條第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同條第三十五項を同条第三十四項とし、同條第三十六項を「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同條第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同條第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同條第三十項を同条第三十九項とし、同條第三十一項を「令和八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同條第三十二項を同条第三十一項とし、同條第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同條第三十五項を同条第三十四項とし、「その者」を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第三十二項とし、同條第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同條中第三十一項を第三十項とし、第三十二項を第三十一項とし、同條第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に「その者」を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第二十七項とし、同條第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同條第三十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同條第三十二項を同條第三十六項とし、同條第三十八項を同條第三十七項とし、同條第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同條第四十一項を「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同條第四十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同條中次の二項を加える。

45 稽税特別措置法第十二条第八項第六号に規定する中小事業者は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小事業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのなきもの）の取得に限る。先端設備等導入計画に従つて取得（事業の用に供されたことのなきもの）の取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物施設設備等において「リース取引」という。に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業者を

4

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む)で政令で定めるものに対し課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるが、政令で定めるといふことにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課せられることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十一の第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものについては、当該機械装置等に付して新たに固定資産税が課せられるいととなつた年度から五年度分(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものについては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課せられることとなつた年度から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る)が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二条第七号に規定する道路運送高度化事業(同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。)の用に供する電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び借却資産で政令で定めるものに対し課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百一一条第一項の規定にかかるが、当該土地及び借却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法第第一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日(以下この項において「供用開始日」という。)の属する年の翌年の一月一日(供用開始日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び借却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項」に改める。

附則第十五条の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次条第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。

附則第十二条の五第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。

附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十九年日本国際博覧会協会」の下に「(次項及び第三項において「博覧会協会」という)」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く)が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家庭及び借却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課すことのできない。

市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博

附則第十四条の二中「公益社団法人一千二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に〔次項及び第三項〕において「博覧会協会」とふう〕を加え、同条に次の二項を加える。

2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び借却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二十二条第一項の規定にかかるらず、固定資産税又は都市計画税を課さないことができる。

3 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付ける」とを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるもの）について、博覧会協会に無償で貸し付けてることにつき総務省令で定めるところにより証明がなされたものに限る。に対しては、第三百四十二条又は第七百二十二条第一項の規定にかかるわざ、固定資産税又は都市計画税を課さないことができる。

附則第十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第

二 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納稅義務又は特別徵收義務が成立した法定外目的税につき、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る）（以下「」の事及び次条第三項第一号において「特定不申告加算金等」と云う）を徴收されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべしと認める場合

第七百三十三条の十九第三項中「これららの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴收されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日までに、法定外目的税につき、不申告加算金等を徴收されたことがある場合

二 紳入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納稅義務又は特別徵收義務が成立した法定外目的税につき、特定不申告加算金等を徴收されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項中「によつて」を「により」に、「納稅者」を「ときば、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「によつて」に、「特別徵收義務者」を「ときば、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「にも」に、「納稅者」を「ときば、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「によつて」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項中「損壊し」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に「をした」を「をし、又はその現状を改変し、その財産の価値を減損し、若しくはその滞納处分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同

第七百三十三条の二十一第一項中「によつて」を「によつて」に、「した者」を「したとき」に改めて「」を「により」に、「同様」を「假想基準（同様）」に、「の検査」を「をなう。次号において同じ」のを提示した者」を「又は逃避したとき」に改め、同項に次の「」を加える。

三 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う地方団体の檢査の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がないれば応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした假想基準その他の物件（その写しを含む）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百三十三条の二十六第二項中「によつて」を「には」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「のうち」を「のうち」に改め、「定めるもの」の下に「及び相続税法第五十八条第二項の規定による通知」を加え、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、「は、地方税関係法令」の下に「及び相続税法第五十八条第二項」を加え、同条第二項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百四十七条の十三中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百五十六条第四項中「第七十四条の二十四第三項第一号」に改め、同条第五項中「第四百四十四条の四十八第三項」を「第四百四十四条の四十八第三項第一号」に改め、同条第六項中「第四百八十四条第三項」を「第四百八十四条第三項第一号」に改める。

第七百六十二条第一号中「（地方団体の長）の下に「総務大臣」を加え、同号イ中「地方団体の長」の下に「又は総務大臣」を加える。

附則第四条第一項第一号中「（平成八年法律第八十五号）」を削る。

附則第六条第一項及び第四項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第八条第十一項及び第十二項中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

附則第九条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行つた法人から電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受け電気の供給を行う」を「の次に掲げる」に「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「当該電気の供給に係る収入金額のうち」を削り、「もの」を「金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該電気供給業を行つた法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行つた法人から電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行つとき。

二 当該電気供給業を行つた法人が配電事業（電気事業法第二条第一項第十一号の二）に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行つた法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を当該一般送配電事業を行つた法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設立して同法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行ひ、かつ、当該一般送配電事業を行つた法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借り受けに係る料金又はこれに準ずるの（次号において「配電事業に係る定期支払額」という。）を支払うとき。

三 当該電気供給業を行つた法人が一般送配電事業を行つた場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行つた法人が当該電気供給業を行つた法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行つた法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設立して電気事業法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行ひ、かつ、当該電気供給業を行つた法人が当該配電事業を行つた法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

附則第九条に次の二項を加える。

23 附則第九条に次の二項を加える。

株式会社脱炭素化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用について、同条第一項中「資本金等の額」とあるのは「資本金等の額から地球温暖化対策の推進に貢献する法律（平成十年法律第百七十号）第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から地球温暖化対策の推進に貢献する法律第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」と、「出資金の額」とあるのは「出資金の額から国法第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」ととする。

附則第十条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律を「」に公布す。

御名 御璽

令和五年三月三十一日

## (抜粋)

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「新しくはありの答弁をし」と、「避難した」を「避難」、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がないときは、若しくは係りの記載若しくは記録をした紙類若しくは電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作成し、又はその在所においては、若しくは提出した」と改め、同条第九項第二号中「又は」を「新しくは保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作成し、又はその在所においては、若しくは提出した」と改め、同条第九項第二号中「又は」を「新しくは提出を求める」を「検査をせよ」を「検査させ、当該物件(その写しを含む)を留め置かせる」と改め、同条第十項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のよう改める。

第十五条の二第九項第二号		次項の規定による
同項の規定による検査	又は同項の規定による	同条の規定の例により行う徴税吏員の
金も。同項において同じ	金も	より行う徴税吏員の

第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第一百四十四条の四十七第五項、第一百七十一條第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五项、第四百六十三条の三第五项、第五百三十六条第五项、第六百九条第五项、第六百八十八条第五项、第七百一条の十二第五项、第七百一条の六十第一第五项、第七百二十一条第五项又は第七百三十三条の十八第六项」を「第七十一条の十四第六项、第七十二条の三十五第七项、第七十二条の四十六第六项(第一号に係る部分に限る)、第七十四条の二十三第六项、第九十条第六项、第一百四十四条の四十七第六项、第三百二十八条の十一第六项、第四百六十三条の三第一第六项、第四百六十三条の三第一第六项、第四百八十三条第六项、第五百三十六条第六项、第六百八十八条第六项、第七百二十二条第六项、第七百二十二条第六项又は第七百三十三条の十八第六项」に改める。

第一十二条の四第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第二十二条の四第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する)」ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。」を削る。

第一十三条第一項第四号の中「法人税額」の下に「各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう)の国際最抵税額(同法第八十二条の二第一項に規定する国際最抵税額をいう)に対する法人税の額を除く」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号口の中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七条第一項中「者は」を「場合」とは、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「提出した者」を「提出したとき」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき」に改め、「提出した者」を「とぎ、又は」に、「した者」を「したとき」に改める。

第三十条第一項中「においては」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(所得額の課税標準)」を付し、同条第一項中「どより」を「によら」と改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「にとつて」を「によら」と改め、同条第六項ただし中「どより」を「によら」と改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「どより」を「によら」と改め、同条第十項中「うちられた」を「埋められた」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 所得割の納稅義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(第五項において「特定非常災害」という。)に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この項及び次項において「特定非常災害発生年」という。)の年分の所得税につき専用申告書を提出して(者に限る)が特定非常災害発生年純損失金額(その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第八項の純損失の金額をいう)又は被災純損失金額(所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう)、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合は、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年純損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの(「ど」「免除」)とあるのは「を除く」と並びに当該納稅義務者の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額(の項の規定により前年前において控除されたものを除く。)と同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納稅義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額(の項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」とする。

一事業資産特定災害損失額(所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。)の当該納稅義務者の有する事業用固定資産(同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次項において同じ。)その者の當初事業所得を生じべき事業の用に供されるもの(の額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上である。)と。

新法第二百一十八条の第七項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第

三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百一十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、なお前項による。

4 新法附則第三十五条の二の三第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお從前の例による。

始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の去人の市町村民税については、よなぎ前の例による。

新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の適用を以て行う。

第一回  
新法の施行に付する旨を除く。新法第一回は、新法の施行に付する旨を除く。  
後は、新法第一回の規定が適用する。  
新法第二百九十二条第一項第四人の市町の村民税について適用する。

分に限る。この項において「同」は、すでに附則第八条第一項の規定に依る旨を除く場合に限る。  
及び第二十項の規定に係る部分に限り、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町の民税規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町の民税規定について適用する。

**第十一條** 隅田第一条第五項に掲げる規定による公正の地代をもつた個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお從前の例による。

**(固定資産税に係する税法抜屈)**  
**第十二条** 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第一條第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十五款第九項の規定に、同項に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該該規定の施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする。以後の年度分については、同様の規定による。

4 附則第一条规定(第九号)に掲げる規定の施行の日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)に掲げる規定の施行の日の前日まで

5 の間における労法附則第十五條第九項の規定の適用については 同項中「第三十九条の二十二」とあるのは「第三十九条の二十二」とする。

6 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家庭及び賃貸産に付して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。  
7 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。内に旧法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十一項に規定する取扱をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十一項に規定する機械装置等（以下この項に

機械装置等」という（中小事業者等が同条第四十一項に規定するリース取引（以下この

の項において「リース取引」というに係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行ふ者が適用期間内に取得をした同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む)に対して課すべきを資本税について、ある送り方による。

の固定資産税について、たゞ前項の外に、  
平成三十一年四月一日から令和三年三月三十日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十  
三项に規定する対象特公施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税につ

いっては なお従前の例による。  
9 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十  
一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。内に旧法附則第六十四条に規定する中

小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引

き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新法附則第六十四条の規定は、令和三年四月一日以後に同条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特別対象資産（以下この項において「特別対象資産」という。）（中小事業者等）

業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行ふ者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、呉服文部省令及び同法に規定する他の付帯設備からつばむ在庫又は上記に付帯する在庫を除くものにつき、

日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同様に規定する先端設備等に該当する特例対象資本を、令和三年四月一日以後に新規に設立する法人に適用する。

一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例会計資産を含む)に対して課する附則第一条第七号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。こ

の場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十二条

〔第二項〕と、「第二条第十四項」とあるのは、第三十六条第一項とする。  
〔第十三条〕令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中

小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）

（二）「特例対象資産」の定義  
「特例対象資産」とは、前条第一項第一号に規定する「先端設備等」を除くものとし、同条第一項第一号に規定する「先端設備等」を該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡すことを受ける場合に該当する当該特別対象資産を指す。  
（三）「適用期間」の定義  
「適用期間」とは、前条第一項第一号に規定する「先端設備等」を該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡すことを受ける場合に該当する当該特別対象資産を指す。

前の例による。  
2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前  
の地方税法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条  
条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)  
**第一百三十一条の四** 指定納付受託者が第二

- 第一百三十一条の四 指定納付受託者が第一百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等）であるものに限る。以下この項において同じ。を同法第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徵収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二百三十二条 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

第三百三十三条 第一項前段において準用する地方税法第十三条の第四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

第四百三十四条 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときはを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第五百三十五条 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第六百三十六条 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第七百三十七条 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができる。

第八百三十八条 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

第九百三十九条 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第七百四十条 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二百四十一条 第二条第一項第四号及び第五号中「掲げるものの」の下に「並びにタムの用に供する洪水吐ぐート及び放流のための管（これらを放流管と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む）」及び「洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る）」を加える。

附則第十四項（見出しを含む。）中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第八百四十二条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のよう改める。

(航空機燃料譲与税の課与額の特例) ●

第二百四十三条 令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用について、第一項第一項中「航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第七号）」の規定による航空機燃料譲与税の收入額の十三分の二に相当する額」とあるのは、「令和三年度分の航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第七号）」の規定による航空機燃料譲与税の收入額の九分の二に相当する額」とある航空機燃料譲与税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に關する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第一項において準用する金計法（昭和二十二年法律第三百十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）の九分の四に相当する額と航空機燃料譲与税法の規定による航空機燃料譲与税の收入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該取入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該取入額を超える場合は、当該取入額））と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは、「三月の収納に係る航空機燃料譲与税の收入額の九分の二に相当す

(施行期日)

- 第一條 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定（「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」と改める部分に限る）、同法第十七条の六第三項第一号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定 令和四年一月一日

第一項  
第一項中地方税法の目次の改正規定(地方税関係税等)を「地方税関係税等」に改める部分に限る。同法第十七条の大第三項第一号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定 令和四年一月一日

第二項  
第一条中地方税法の目次の改正規定(第十三条の三)を「第十三条の四」に改める部分に限る。及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第六条並びに附則第九条第二項から第五項まで及び第二十四条から第二十八条までの規定 令和四年一月四日

- 第二条中地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第一項及び第三項、第七十二条の四十一第一項第二号、第七十二条の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一  
条の三十四第三項第十六号の改正規定並びに同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同条に  
一項を加える改正規定並びに第三条並びに附則第六条、第七条及び第十六条の規定 令和四年四  
月一日

五 第二条（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第十一条の規定 令和六年一月一日  
四 第二条中地方税法附則第六十四条を削る改正規定 同法附則第六十四条の二の改正規定 同条を同法附則第六十四条とする改正規定、同法附則第六十四条の三の改正規定、同条を同法附則第六十四条の二とする改正規定並びに同法附則第六十五条第一項及び第七十三条の改正規定並びに附則第十三条の規定 令和五年四月一日

- 六 月一日  
第一項中地方税法第三百四十九条の三第十八項の改正規定及び同法附則第十一条に二項を加える改正規定(第十八項に係る部分に限る)、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第十七号)の施行の日  
七 第一条中地方税法附則第十一条第十五項の改正規定(「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める部分に限る)、同法附則第六十四条の改正規定、同法附則第六十五条の改正規定(同条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に改める部分を除く)並びに同法附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条、第七十二条第二項及び第七十三条から第七十五条までの改正規定並びに附則第十二条第九項及び第十項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

上の特定吸収分割承継会社に承継された場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む)のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを、行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度分の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第六十四条の二中「前二条」を「前条」と、「まで」を「まで又は」に改め、「又は第六十四条」を削り、同条を附則第六十四条とする。

附則第六十四条の三中「又は第六十四条」を削り、「まで」を「まで又は」に改め、同条を附則第

**附則第六十五条第一項中「及び第六十四条」を削り、「令和三年法律第七号」の下に「。以下この**

六十四条の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなれど前の例による」

附則第七十三条中「及び第六十四条」を削り、) 附則第六十四条の下に「及び地方税法等改正  
附則第十三条第一項の規定によりなま前の方列に上る」と記す。) 地方税法等改正法第二条の規

定による改正前の地方税法（以下この項において「五年旧地方税法」という）附則第六十四条を、

「お前との例による」とされた五年旧地方税法附則第六十四条を加える。

された同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正)  
三案 地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七条第一項の規定によりな

その効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前的地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四十一第一項第一号中「又は発電事業等」を「発電事業等又は特定卸供給事業」に改め、「若しくは発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

附則第六条第十二項中「一般配電事業者」を「一般配電事業者(乙)」の項における「

〔地方税法等の一部を改正する法律の一部改正〕

附則第六条第十一項及び第三十八条中〔第七十二条の二十九の規定による申告書〕の下に〔令和二年四月一日以後の申告書〕を定め、

**五〇** 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

**五十三条第六十三項**に、「三百二十二条の八第五十二項」を「三百二十二条の八第六十項」に、

三百二十二条の八第七十四項】に改め、同法第二十四条第六項の改正規定中「第五十三条第五十五条

の二第五項の表第五十三条第三十九項の項の改正規定中「第五十三条第五十項」を「第五十三条第三十九項」

「第五十三項第一号」に改め、同法第五十三条第一項の改正規定中「次項」を「次項及び第三十九項」に、「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項の改正規定（同条第一項に係る部分に限る）中「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第六項各号の改正規定中「第四十五項第四号」を「第五十三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を改め、同項を同条第五項とし

(固定資産課税台帳の登録事項の特例)  
**第六十四条の三** 附則第六十三条又は第七

第六十四条の三 附則第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十二条第九項の規定によりなお前回の例による」とされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十一条の規定による」など、「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和八年度」

**六年度**を「**令和八年度**」に改める。

**六年度**」を「**令和八年度**」に改める。  
**附則第七十三条中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、「道府県の普通税」とあるのは「地方**

税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条第九項の規定

によりなれば、従前の例による」ととされた地方税法等改正法第一条の規定による。故に正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十一条を加え、「地方税法第七十七条の規定による。

四十七とあるのは「同法第七十一条の四十七」とを削り、「市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」及び「指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」である。

六十三条第一項及び第六十四条の下に並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定による。なお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条」を加える。

除則第十四条及び第五十五条中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。  
〔衆〕 地方税法の一部を次のよう改定する。

第七十一条の二十四の七第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定知供  
給事業」と改める。

第七十二条の四十一第一項第二項中「又は発送事業者等」を「発送事業者又は特定卸供給事業者」「若しくは発送事業者等」に改め、印字部を削除する。

**第七十二条の四十八第三項第二号口中「含む。」**の下に「**同条第一項第十一号の二に規定する配達事業**（第九項第一号及び第二号において「**配達事業**」とふう。）を加え、同号ハ中「**発送事業**」

等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め。

業」の下に「配電事業」を加える。

十一号に規定する控除対象扶養親族に限る)」を加える。  
第三百四十四条の二第一項第十一号中「及び第三百七十七条の二の二第一項」を削る。

第三百四十九條の二の三第一項は「狂除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三百一十七条の六第九項中「第三回二十一條の四第九項」を「第三回二十一條の四第十一項」と改める。

第三百四十一条の四第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第十一項中「回送がある」を〔第三百四十七条の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る）の規定により提供した又は同条第一項の規定による給与支払報告書

9 告の提出を第七百四十七条の二第一項の規定によつて行つた者に限る。以「この項から第九項まで及ぶ第十一項において「特定特別徵収義務者」というが、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下「この項」及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徵収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「前項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を削り、「特別徵収義務者に」を「特定特別徵収義務者に」に改め、「代え」の下に「当該」を加え、「提供する」とができる」を「提供しなければならない」に改め、同条第九項中「提供」の下に「及び第八項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「第七項又は第八項」に「が同項」を「がこれらの規定」に、「特別徵収義務者」を「特定特別徵収義務者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 市町村長は、特定特別徵収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徵収義務者を経由して納稅義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納稅義務者に提供する体制が整備されている者に限る）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納稅義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機器を経由して行う方法により当該特定特別徵収義務者に送信し、これを経由して当該納稅義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徵収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納稅義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納稅義務者に提供するものとする。

第三百二十二条の六第一項中「納稅義務者」を「納稅義務者」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第九項」を「第十一項」に「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七百一一条の三十四第三項第六十号中「又は」を「同項第十一号の二に規定する配電事業」「に改め、「発電事業」の下に「又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第七百六十二条第二号ロ1中「第三百二十二条の四第七項及び第九項」を「第三百二十二条の四十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。」を加え、同条第四項中「及び扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者及び第三百二十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下「この項及び次項において同じ。」を加える。

附則第九条第二十一項中「一般送配電事業者が」を「一般送配電事業者（以下「この項において一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同項第一号の三に規定する配電事業者が」がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合を加え、同条に次の一項を加える。

22 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下「この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上である。）とその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下「この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をじら、以「この項において同じ。」又は特定吸収分割会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以



(抜  
粋)

地方税法等の一部を改正する法律を」として公布する。

御名御題

令和3年3月31日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」とし、「地方税関係報表」を「地方税関係報表等」に改める。

第一章第六節中第三十二条の三の次に次の二条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第三十二条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下「この条において「指定納付受託者」という)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の規定によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしないお徵収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者は特別徴収義務者から徴収することができる。

第三十二条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「所得税法第二百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとき」に、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二百二十二条第一項、第二百二十五条第二項又は第二百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む)」を削る。

第三十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十一の五の二」を「第四十二条の十一の六」に、「第六十六条の七」を「第四十二条の十一の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十項を除く)、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を

「第四十二条の十二の六」に「の規定」を「及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十項を除く)の規定」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の四第五项】を削る。

第三十二条の三の二第四項中「所得税法第二百九十八条规定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けてる」を「電磁的方法(電子情報處理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じてある」とその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「電子情報處理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ)」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第二百三條の大第六項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けてる」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じてある」とその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項を「」の条並びに次条第二項及び第三項】に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第七項に規定する一般退職手当等」を「当該退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項】に改め、「又は同法第二百一一条第一項第一号に規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三項」を「第三十条第五項第三号」に改め、同條に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けた」とができる措置を講じてることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用につきては、同項中「退職所得申告書」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者が受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第五十五項中「第四十二条の十二の三第五項】を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同項第一項に規定する対象額度等に係る同項に規定する源泉徴収口座内清算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第五十四条第一項第三号中「第二条第十六項】を「第二条第十七項】に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年以降」を「令和十一年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」とし、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

第五十四条第一項第四号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上である」と。

第五十四条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十五条において「令和二年以降基準エネルギー消費効率」という)以上である」と。

第五十四条第一項第四号ロ中「令和二年以降エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年以降基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年以降基準エネルギー消費効率に百分の百十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(1) 次のいずれかに該当する」と。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。